

令和 8 年度

# 議 会 便 覧

西条市議会

— 目 次 —

I. 西条市民憲章	1
II. 西条市都市宣言	2
III. 市の変遷	3
IV. まちづくりの基本方針	4
V. 市のあらまし	
1. 位置と地勢	5
2. 気候	5
3. 面積	5
4. 人口	6
5. 産業	6
VI. 議会	
1. 議会基本条例	7
2. 議員定数	7
3. 当選回数別構成	7
4. 年齢別構成	7
5. 党籍別構成	7
6. 会派別議員数	7
7. 委員会	8
8. 議員報酬及び諸手当	9
9. 行政視察旅費	9
10. 政務活動費交付金	9
11. 費用弁償	9
12. 議会事務局	9
VII. 議会活動状況	10
VIII. 議会運営	
1. 予算及び決算の審査方法	11
2. 代表質問	11
3. 質疑	11
4. 一般質問	12
5. 請願	12
6. 陳情	12
7. 会議録	12
8. その他	12

IX. 西条市議会議員名簿	13
X. 西条市の統計資料	
1. 位置	14
2. 面積	14
3. 地目別土地面積	14
4. 主要山岳	15
5. 主要河川	15
6. 主要道路	15
7. 道路の状況	16
8. 気象	16
9. 世帯数、人口の推移	17
10. 一般会計決算額（歳入）	18
11. 一般会計決算額（歳出）	18
12. 特別会計歳入歳出決算額	19
13. 市税収入状況	19
14. 令和8年度会計別予算の規模	20
15. 令和8年度一般会計予算の概要	21
16. 産業(大分類)別就業者数	24
17. 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移	25
18. 主要農作物の作付栽培面積、収穫量	25
19. 市職員数の推移	26
20. 部局別市職員数	26
21. 令和8年度組織機構図	27

# I. 西 条 市 民 憲 章

平成 2 6 年 1 1 月 1 日 制 定

わたくしたちの西条市は、石鎚連峰と瀬戸内海にいだかれ、豊かな自然と清らかな水の恵みにはぐくまれた、歴史と伝統が息づくまちです。わたくしたちは、これらの財産を活かし、人づくり・ものづくりに励み、未来の西条市につなぐために、この憲章を定めます。

わたくしたちは、生きがいと希望に満ちた、笑顔かがやくあたたかいまちをつくりまします。

わたくしたちは、豊かな水と緑を守り、自然と調和した美しいまちをつくりまします。

わたくしたちは、絆を深め、共に助け合い、安全・安心な住みよいまちをつくりまします。

わたくしたちは、先人の教えに学び、伝統と文化を尊ぶ教育のまちをつくりまします。

わたくしたちは、郷土の恵みを活かし、活力あふれる産業のまちをつくりまします。

## Ⅱ. 西 条 市 都 市 宣 言

### 核兵器廃絶・平和都市宣言

平成17年9月13日

世界の恒久平和は、人類共通の願望である。

しかるに、核軍備増強は依然として行われ、平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。

世界で唯一の核被爆国であるわが国は、被爆の恐怖と苦痛を全世界に訴え、再びこの地上に、広島・長崎の惨禍を許してはならない。

ここに、西条市は、日本国憲法における恒久平和の崇高な理念に基づき、「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則が完全に実施されることを請い願い、核兵器の廃絶と軍備縮小を全世界に訴え、恒久平和の実現を希求する核兵器廃絶・平和都市であることを宣言する。

---

### 人権尊重都市宣言

平成17年12月22日

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。

本市は、日本国憲法の保障する基本的人権尊重の精神が全市民に広がり、お互いに相手の立場を考えた豊かな人間関係をつくり出し、人権文化に根付いた明るく住みよい地域社会を構築していくことを目指して、ここに西条市を人権尊重都市とすることを宣言する。

---

### 交通安全都市宣言

平成17年12月22日

わが国の経済伸長に伴い、陸運交通の発達はめざましいものがあるが、頻発する交通事故は、まことに憂慮すべき状況にある。

西条市においても、近年の地域経済の発展と高速交通体系の整備に伴い、市内の主要幹線道路における交通は、日々その量を増し、市民は交通事故の脅威にさらされている。

このような状況にかんがみ、すべての市民参加のもと人命の尊重に徹した交通安全の保持に関する諸施策を強力に推進し、交通事故の未然防止を図り、安全で住みよい都市とすることを誓い、西条市を交通安全都市とすることを宣言する。

### Ⅲ. 市 の 変 遷

平成16年11月1日に西条市・東予市・丹原町・小松町が合併し、新しい西条市が誕生しました。

合併までの旧市町の変遷を紹介します。

西条市は、大正14年2月に西条町・玉津村・大町村・神拝村が合併し、西条町となりました。その後、昭和16年4月、隣接する氷見町・飯岡村・神戸村・橘村と合併し、県下6番目の市制を施行し、昔からこの地域の総称である「西條」を市名に決定しました。昭和31年9月には、山間部の大保木村・加茂村、新居浜市大生院の一部を編入合併しました。

東予市は、明治22年12月、町村制施行により壬生川村が発足し、同34年6月、町制施行により壬生川町となりました。昭和15年10月、多賀村と合併した後、同30年1月、吉井村・周布村・国安村・吉岡村の4村と合併し、新しい壬生川町となりました。一方、同30年1月、三芳村・楠河村・庄内村の合併により成立した三芳町と同46年1月に合併し東予町となり、同47年10月、県下12番目の市制を施行しました。

丹原町は、昭和28年に町村合併促進法が定められ、昭和30年4月、旧丹原町と徳田村が合併し丹原町に、同年7月、中川村と桜樹村が合併し中川村となり、翌31年9月、丹原町・田野村・中川村が合併し、現在の丹原町が誕生しました。なお、この合併に当たっては、桜樹地区の滑川全域と明河の九騎・海上地域は分離して温泉郡川内町に合併しました。

小松町は、明治31年11月、町制施行後、昭和30年4月、旧小松町・石根村・石鎚村が合併し、小松町として新しく発足しました。

## IV. まちづくりの基本方針

### 将来都市像

「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」

### 施策の大綱

- 1 健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり
- 2 豊かな自然と共生するまちづくり
- 3 快適な都市基盤のまちづくり
- 4 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり
- 5 ふるさとを愛する豊かな心を育む教育・文化のまちづくり
- 6 活力あふれる産業振興のまちづくり

# V. 市のあらし

## 1. 位置と地勢

西条市は、愛媛県の東部、道前平野に広がる地域であり、瀬戸内海（ひうち灘）に面しています。北西は今治市、西は東温市、南は久万高原町・高知県いの町、東は新居浜市と接しています。

西日本最高峰の石鎚山（標高1,982メートル）を中心とする石鎚連峰を背景に、南部一帯及び西部は急峻な山岳地帯となっています。それ以外の地域は、比較的ゆるやかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯となっています。

山岳部を源流とする中山川・加茂川等の主要な河川が圏域内を流れており、豊かな水資源を供給しています。また、全国でも稀な地下水の自噴地帯として、名水百選（昭和60年認定）「うちぬき」が各所にあります。

本市の位置



## 2. 気候

瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年平均気温は17度前後、年平均降水量は1,200ミリメートル程度であり、生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっています。

## 3. 面積

本市の総面積は510.01平方キロメートルです。なお、可住地はそのうち約30パーセントにあたる159.18平方キロメートルで、残りは林野となっています。

#### 4. 人口

住民基本台帳人口は、令和8年3月31日現在101,711人で年々減少しており、特に自然動態における減少が著しく、少子化が進展していることがわかります。

一方、人口の年齢別構成の変化を見ると、近年65歳以上人口の割合が目立って増加しており、高齢化が急速に進展していることがわかります。

#### 5. 産業

第1次産業は、4,047ヘクタール（2020年農林業センサス）の経営耕地を有する県内有数の複合農業地帯であり、生産量日本一の裸麦をはじめ、愛宕柿や春の七草などのさまざまな農産物の宝庫であり、海苔、車えび、かに類などの水産物にも恵まれています。

また、第2次産業は、主に沿岸の埋立地での大規模製造業を中心に約7,300億円（2021年経済センサス）の製造品出荷額等を有し、地域経済の基幹となっています。このような恵まれた地理的・経済的条件を背景に、当市は四国最大級の産業都市として、飛躍的な発展を遂げるに至っています。

##### 人口・世帯数

	西条市
人口(人)	101,711
男(人)	49,589
女(人)	52,122
世帯数	50,817

(令和8年3月31日現在：住民基本台帳)

##### 面積

	西条市
面積 (km <sup>2</sup> )	510.01

(令和7年10月1日現在：国土交通省国土地理院)

##### 産業別就業者数

	西条市	
	就業者数(人)	構成比(%)
第1次産業	3,413	6.9
第2次産業	16,006	32.5
第3次産業	29,358	59.6
分類不能の産業	501	1.0
合計	49,278	100.0

(令和2年10月1日現在：令和2年国勢調査)

## VI. 議 会

### 1. 議会基本条例

平成28年9月26日制定

〔平成28年第4回9月定例会において西条市議会基本条例を可決〕  
平成29年2月1日より施行

### 2. 議員定数

令和8年4月1日現在

条例定数	現 員	議 員 の 任 期
28人	28人	令和7年2月24日 ~ 令和11年2月23日

### 3. 当選回数別構成

令和8年4月1日現在

当選回数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
人 員	8人	4人	4人	5人	1人	4人	2人

### 4. 年齢別構成

令和8年4月1日現在

年齢階層	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	70歳～	80歳～	平均年齢
人 員	2人	4人	4人	10人	7人	1人	60.3歳

### 5. 党籍別構成

令和8年4月1日現在

党 籍	公 明 党	日本共産党	新社会党	れいわ新選組	参 政 党	無 所 属
人 員	2人	1人	1人	1人	1人	22人

### 6. 会派別議員数

令和8年4月1日現在

西条自民 クラブ	夢みらい クラブ	公 明 党 西条市議団	無 会 派
16人	4人	2人	6人

## 7. 委員会

### 常任委員会

令和8年4月1日現在

名 称	定 数	所 管 事 項
総務委員会	10人	1 市長直轄組織の所管に属する事項 2 企画部の所管に属する事項 3 総務部の所管に属する事項 4 財務部の所管に属する事項 5 市民生活部の所管に属する事項 6 会計管理者の所管に属する事項 7 消防の所管に属する事項 8 選挙管理委員会の所管に属する事項 9 監査委員の所管に属する事項 10 公平委員会の所管に属する事項 11 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 12 他の委員会に属さない事項
福祉文教委員会	9人	1 こども・福祉部の所管に属する事項 2 健康増進部の所管に属する事項 3 環境部の所管に属する事項 4 教育委員会の所管に属する事項
産業建設委員会	9人	1 産業部の所管に属する事項 2 建設部の所管に属する事項 3 農業委員会の所管に属する事項
予算委員会	28人	1 予算に関する事項

### 議会運営委員会

令和8年4月1日現在

名 称	定 数	所 管 事 項
議会運営委員会	10人	1 議会の運営に関する事項 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3 議長の諮問に関する事項 4 議会広報に関する事項

### 特別委員会

令和8年4月1日現在

名 称	定 数	付 議 事 件
水資源調査特別委員会	10人	ダム・市内河川に関する調査、水資源の保全及び活用に関する調査・研究並びに関連議案等の審査
ごみ対策調査特別委員会	10人	道前クリーンセンターの運営、新規ごみ処理施設の整備及びごみ減量化等のごみ対策に関する調査・研究並びに関連議案等の審査

## 8. 議員報酬及び諸手当 (単位：円)

令和8年4月1日現在

区 分	R5. 4. 1適用
議 長	502,000
副 議 長	439,000
議 員	412,000

期 末 手 当

6月 100分の175

12月 100分の175

(役職加算15パーセント有)

## 9. 行政視察旅費

常 任 委 員 会	年間1人当たり	190,000円
特 別 委 員 会	〃	120,000円
議 会 運 営 委 員 会	〃	120,000円

## 10. 政務活動費交付金 議員1人当たり 月額15,000円

(会派又は議員に対し年度当初の申請により一括交付)

## 11. 費用弁償

	旅費の種類		支 給 内 容
交 通 費	鉄道賃	実 費	交通費 (鉄道)
	船賃	実 費	交通費 (船舶)
	航空賃	実 費	交通費 (航空機)
	その他の交通費	一部定額	交通費 (上記以外)
宿 泊 費 等	宿泊費	実 費	旅行中の宿泊に関する費用
	包括宿泊費	実 費	パック旅行に要する費用
	宿泊手当	定 額	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費 (夕朝食代の掛かり増しを含む。) に充てるための費用

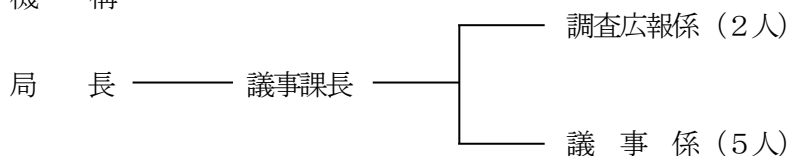
\* 宿泊費は、宿泊費基準額を上限に実費支給する。

## 12. 議会事務局

令和8年4月1日現在

(1) 定 数 12人 現 員 9人

(2) 機 構



## Ⅶ. 議 会 活 動 状 況

区 分 \ 項 目			令和7年 (R7.1.10 ~ R7.12.31)						
			回 数	日 数	議案等 件 数	議案等件数の内訳			
						議 案	請 願	そ の 他	
定 例 会			4	20	138	110	10	18	
臨 時 会			1	1	12	4		8	
委 員 会 等	常 任 委 員 会	総 務	12	7	39	16	6	17	
		福 祉 文 教	9	5	37	22	3	12	
		産 業 建 設	6	5	14	8	1	5	
		予 算	11 (17)	10 (11)	35 (48)	31 (48)		4 (0)	
		計	38	27	125	77	10	38	
	特 別 委 員 会	水 資 源 調 査	1	1	3			3	
		ご み 対 策 調 査	5	5	7	2		5	
		決 算 審 査	4 (4)	4 (3)	8 (7)	4 (6)		4 (1)	
		計	10	10	18	6		12	
	議 会 運 営 委 員 会			13	12	45			45
	全 員 協 議 会			22	14	78			78
	調 査・研 究 活 動 (視 察)			6	20				
	市 議 会 だ よ り 編 集 委 員 会			6	6	6			6
	会 派 代 表 者 会 議			1	1	3			3
	議 員 研 修 会			2	2				
議 会 報 告 会			1	1					
政 策 提 言 会			1	1					
職 員 防 災 訓 練			2	2					
合 計			107	117	425	197	20	208	

注：予算委員会及び決算審査特別委員会の（ ）内の数字は、各分科会での活動状況である。

注：令和6年第6回12月定例会の会期が令和7年1月9日までであったため、1月10日からの活動状況とする。

## Ⅷ. 議 会 運 営

### 1. 予算及び決算の審査方法

- (1) 予算 各会計の予算は、予算委員会に付託し、常任委員会及び特別委員会に対応する分科会を設置して審査する。

分科会は、当該分科会に対応する常任委員会及び特別委員会の委員が所属する。

予算の審査方法については、一般会計中、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用は財務部を担当する分科会が、また、一般会計中、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び債務負担行為並びに各特別会計は担当する分科会が、それぞれ審査する。

なお、特別委員会に対応する分科会を設置したときは、前記にかかわらず、その担当部分について、当該分科会が審査する。

特別会計及び事業会計の職員給与費については、総務部を担当する分科会が審査する。

予算委員会を除く常任委員会及び予算委員会分科会の開催日は2日間とし、1日目に2委員会及び2予算委員会分科会を、2日目に1委員会及び1予算委員会分科会を開催する。

- (2) 決算 毎年9月定例会において、決算審査特別委員会を設置するとともに同委員会に付託し、当該決算年度の当初予算を審査した分科会を設置して閉会中に審査を行い、12月定例会で報告・表決する。ただし、特別委員会に対応する分科会は設置しない。

決算審査特別委員会は、監査委員である議員を除く全ての議員で構成し、分科会は、原則として予算委員会分科会の委員に対応する分科会に所属する。決算の審査方法については、一般会計中、実質収支に関する調書は、財務部を担当する分科会が、財産に関する調書については、会計管理者を担当する分科会が審査する。

また、一般会計中、歳入及び歳出並びに各特別会計は担当する分科会が、それぞれ審査する。

ただし、上記にかかわらず、各特別会計に計上する職員給与費については、総務部を担当する分科会が審査する。

### 2. 代表質問

- (1) 通告制採用の有無 有
- (2) 通告制採用の場合の運営方法
- ①通告期限 会期第2日目（休会日）の正午まで
- ②発言順位 所属議員数の多い順とする。同数の場合は、議長が定める順とする。
- ③要旨記載基準 具体的、項目別に記載
- (3) 代表質問の取り扱い 代表質問は、交渉会派（議員定数の1/2分の1以上の議員が所属する会派）のみ行うことができる。
- (4) 答弁の方法 一括質問・一括答弁方式
- (5) 日数 1日～2日
- (6) 発言時間制限の有無 有（30分以内。ただし、答弁時間を含まない）
- (7) 発言の回数 3回以内

### 3. 質疑

- (1) 通告制採用の有無 有
- (2) 通告制採用の場合の運営方法
- ①通告期限 会期第2日目（休会日）の正午まで
- ②発言順位 受付順
- ③要旨記載基準 具体的、項目別に記載
- (3) 代表質疑採用の有無 無
- (4) 会派に所属しない議員の取り扱い 区別していない。
- (5) 質疑・答弁の方法 一括質疑・一括答弁方式
- (6) 日数 1日～2日
- (7) 発言時間制限の有無 有（一般質問の発言時間と合わせて60分以内。ただし、答弁時間を含む）
- (8) 発言の回数 3回以内

#### 4. 一般質問

- |                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 通告制採用の有無        | 有  |
| (2) 通告制採用の場合の運営方法   |  |
| ①通告期限               | 会期第2日目(休会日)の正午まで   |
| ②発言順位               | 受付順  |
| ③要旨記載基準             | 具体的、項目別に記載   |
| (3) 会派に所属しない議員の取り扱い | 区別していない。   |
| (4) 質問・答弁の方法        | 一問一答方式又は複合方式<br>※複合方式は、一括質問・一括答弁方式により質問した後、<br>2回目以降については一問一答方式により質問を行う。 |
| (5) 日数              | 2日～3日  |
| (6) 発言時間制限の有無       | 有(質疑の発言時間と合わせて60分以内。ただし、答弁時間を含む)   |
| (7) 発言の回数           | 制限は設けない。   |

#### 5. 請願

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 受理と付託時期 | 受理期限は、定例会前に開催される議会運営委員会の前日の午後5時までとし、当該定例会に上程し、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。それ以降の受理分については、次期定例会において審査する。 |
| (2) 紹介議員の制限 | 議長及び副議長、所管委員会の委員長及び副委員長は紹介議員とならない。  |
| (3) 審査期間    | 審査期間は、受理日から1年間とする。この期間中に結論が出ないものは審議未了の扱いとする。  |
| (4) 審査結果の態様 | 採択、不採択(みなし採択・趣旨採択等は行っていない)  |

#### 6. 陳情

市民から提出された陳情は、請願と同様の受理期限とし、議会運営委員会で、その取り扱いについて協議を行う。期限後の受理分については、次期定例会前に開催される議会運営委員会で、その取り扱いについて協議を行う。市民以外から提出された陳情は、その写しを直近の本会議に配付するのみとし、審議は行わない。

#### 7. 会議録

- (1) 本会議：録音データ反訳から冊子の印刷まで業者委託している。  
文章校正は3回。1定例会ごと49部印刷。
- (2) 委員会：録音データ反訳から校正を担当職員が行っている。

#### 8. その他

さいじょう市議会だより：年4回(2月、5月、8月、11月)

1回当たり49、750部発行

## Ⅸ. 西 条 市 議 会 議 員 名 簿

令和8年4月1日現在

議長:一色輝雄

副議長:佐々木 充

議席	期	氏 名	政 党	会 派
1	1	三 浦 颯	無 所 属	夢 み ら い ク ラ ブ
2	1	高 木 新 治	無 所 属	夢 み ら い ク ラ ブ
3	1	渡 部 勤 文	れいわ新選組	—
4	1	玉 置 公 正	無 所 属	—
5	1	八 木 邦 靖	参 政 党	—
6	2	黒 川 理 恵 子	無 所 属	—
7	1	柳 原 政 彦	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
8	1	伊 藤 良 二	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
9	1	日 野 克 則	無 所 属	夢 み ら い ク ラ ブ
10	2	越 智 由 美 子	日 本 共 産 党	—
11	2	高 橋 淑 子	公 明 党	公 明 党 西 条 市 議 団
12	2	森 川 亜 紀	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
13	3	佐々木 充	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
14	3	三 好 和 彦	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
15	4	高 橋 保	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
16	4	藤 井 武 彦	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
17	4	川 又 由 美 恵	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
18	4	井 上 浩 二	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
19	3	真 鍋 顕 伸	無 所 属	夢 み ら い ク ラ ブ
20	5	高 橋 章 哲	新 社 会 党	—
21	3	城 戸 力	公 明 党	公 明 党 西 条 市 議 団
22	4	佐 伯 利 彦	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
23	6	西 坂 壽	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
24	6	行 元 博	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
25	6	越 智 俊 幸	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
26	7	一 色 輝 雄	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
27	6	武 田 功	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ
28	7	伊 藤 孝 司	無 所 属	西 条 自 民 ク ラ ブ

## X. 西条市の統計資料

### 1. 位置

#### (1) 市の位置

方位	地名	経度	方位	地名	緯度
極東	笹ヶ峰	東経 133度16分39秒	極南	岩黒山	北緯 33度45分01秒
極西	丹原町関屋	東経 132度57分25秒	極北	河原津	北緯 33度58分58秒

資料：国土交通省国土地理院 ※経緯度は世界測地系による表示

#### (2) 市庁の位置

所在地	経緯度
西条市明屋敷164番地	東経 133度10分52秒 北緯 33度55分11秒

資料：国土交通省国土地理院 ※経緯度は世界測地系による表示

### 2. 面積

面積
510.01 km <sup>2</sup> (令和7年10月1日現在)

資料：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

### 3. 地目別土地面積

(単位：m<sup>2</sup>)

地目	令和5年	令和6年	令和7年
総数	245,514,012	245,446,242	245,412,915
田	51,206,085	50,983,877	50,779,454
畑	20,551,456	20,456,517	20,363,688
宅地	29,591,309	29,701,863	29,762,649
池沼	72,509	71,849	71,141
山林	137,639,266	137,705,039	137,885,923
原野	805,126	820,086	811,913
雑種地	5,648,261	5,707,011	5,738,147

注：本表は各年1月1日現在の固定資産概要調書によって集計した評価総地積であり、非課税地は含まない。

資料：課税課

#### 4. 主要山岳

(単位：m)

名 称	標 高	名 称	標 高
石 鎚 山	1,982	笹 ヶ 峰	1,860
二 ノ 森	1,930	寒 風 山	1,763
瓶 ヶ 森	1,896	伊 予 富 士	1,756
西 黒 森	1,861	岩 黒 山	1,746

資料：観光振興課

#### 5. 主要河川

(単位：km)

名 称	延 長	名 称	延 長
加 茂 川	28.64	渦 井 川	12.82
中 山 川	23.09	大 明 神 川	8.65
妙 谷 川	4.67	鞍 瀬 川	9.53

注：平成16年3月31日現在

資料：愛媛県河川調書

#### 6. 主要道路

(単位：m、%)

	路 線 名	市域内の実延長	改 良 率	舗 装 率
国 道	四国縦貫自動車道	28,442	100.0	100.0
	今治小松自動車道	11,664	100.0	100.0
	11号（バイパス含む）	35,556	100.0	100.0
	194号	18,198	100.0	100.0
	196号	11,371	100.0	100.0
県 道	西条久万線	41,477	45.9	50.8
	壬生川新居浜野田線	22,245	96.7	100.0
	壬生川丹原線	11,181	100.0	100.0
	西条港線	1,735	100.0	100.0
	壬生川港小松線	261	100.0	100.0
	東予港三津屋線	1,669	100.0	100.0
	丹原小松線	8,674	99.9	100.0

注：令和7年4月1日現在

資料：国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部建設企画課

## 7. 道路の状況

(単位：km、%)

年次	国 道		県 道		市 道	
	延 長	舗装率	延 長	舗装率	延 長	舗装率
平成 23 年	76.4	100.0	191.9	74.5	1,085.8	83.7
平成 24 年	76.4	100.0	191.9	74.9	1,089.2	83.8
平成 25 年	76.2	100.0	191.9	74.9	1,089.2	83.9
平成 26 年	76.2	100.0	191.9	74.9	1,090.1	84.0
平成 27 年	76.2	100.0	191.9	74.9	1,090.2	84.0
平成 28 年	76.3	100.0	191.9	74.9	1,090.2	84.0
平成 29 年	76.3	100.0	191.9	74.9	1,090.2	84.0
平成 30 年	76.3	100.0	191.9	75.0	1,091.3	84.0
令和元年	76.3	100.0	191.9	75.0	1,092.5	84.2
令和2年	76.3	100.0	191.9	75.0	1,093.2	84.2
令和3年	76.3	100.0	191.9	75.0	1,093.3	84.3
令和4年	76.4	100.0	191.9	75.0	1,094.0	84.3
令和5年	76.4	100.0	191.9	75.0	1,093.9	84.3
令和6年	76.8	100.0	191.9	75.0	1,094.3	84.3
令和7年	76.8	100.0	191.9	75.0	1,096.0	84.3

資料：道路施設現況調査（各年4月1日現在）

## 8. 気象

区 分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
天 候 (日)	晴	187	210	171	190	206
	曇	124	111	143	124	96
	雨	52	44	51	52	62
	雪	2	—	—	—	1
気 温 (°C)	平 均	16.9	16.9	17.1	17.7	17.4
	最 高	35.3	36.6	35.6	37.1	37.4
	最 低	-3.1	-1.3	-2.9	-1.5	-2.3
湿 度 (%)	平 均	78.6	78.4	80.7	81.7	70.3
	最 小	18.6	13.6	16.1	15.5	7.7
風 向 風 速 (m/s)	平均風速	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
	最大風速	24.8	31.4	23.9	23.2	20.0
	同上風向	南南西	南西	西北西	南南西	南南西
降水量 (mm)	最 多 月	8月	9月	5月	5月	5月
	同上降水量	248.0	271.0	228.5	117.5	171.5
	年間降水量	1,127.0	972.5	1,060.0	1,561.5	911.0

注：観測地点は東消防署、天候は午前9時の観測である。

資料：消防本部指令課

9. 世帯数、人口の推移

年次	世帯数	人 口 (人)			摘 要
		総 数	男	女	
(旧西条市)	6,601	34,461	16,995	17,466	S16. 4. 29 市制施行時
(旧東予市)	8,815	32,762	15,491	17,271	S47. 10. 1 市制施行時
(旧丹原町)	696	4,329	2,155	2,174	T2. 12. 23 町政施行時
(旧小松町)	—	—	—	—	M31. 11. 21 町政施行時
平成5年	40,258	117,011	55,966	61,045	H5. 11. 1 住民登録人口
(旧西条市)	20,531	57,595	27,776	29,819	
(旧東予市)	11,501	34,074	16,139	17,935	
(旧丹原町)	4,665	14,755	7,018	7,737	
(旧小松町)	3,561	10,587	5,033	5,554	
平成10年	43,025	117,456	56,259	61,197	H10. 11. 1 住民登録人口
(旧西条市)	22,216	58,690	28,312	30,378	
(旧東予市)	12,351	34,105	16,223	17,882	
(旧丹原町)	4,814	14,361	6,821	7,540	
(旧小松町)	3,644	10,300	4,903	5,397	
平成15年	45,330	116,824	55,910	60,914	H15. 11. 1 住民登録人口
(旧西条市)	23,621	59,456	28,663	30,793	
(旧東予市)	12,946	33,434	15,832	17,602	
(旧丹原町)	4,973	13,861	6,646	7,215	
(旧小松町)	3,790	10,073	4,769	5,304	
平成16年	45,633	116,455	55,713	60,742	H16. 11. 1 住民登録人口
(旧西条市)	23,795	59,432	28,616	30,816	
(旧東予市)	13,033	33,271	15,743	17,528	
(旧丹原町)	4,988	13,722	6,603	7,119	
(旧小松町)	3,817	10,030	4,751	5,279	
平成17年	46,170	116,427	55,748	60,679	H17. 11. 1 住民登録人口
平成18年	46,630	116,059	55,595	60,464	H18. 11. 1 住民登録人口
平成19年	46,977	115,651	55,424	60,227	H19. 11. 1 住民登録人口
平成20年	47,370	115,200	55,202	59,998	H20. 11. 1 住民登録人口
平成21年	47,695	114,792	55,004	59,788	H21. 11. 1 住民登録人口
平成22年	48,112	114,663	54,963	59,700	H22. 11. 1 住民登録人口
平成23年	48,465	114,384	54,848	59,536	H23. 11. 1 住民登録人口
平成24年	49,476	114,766	55,128	59,638	H24. 11. 1 住民登録人口
平成25年	49,514	113,859	54,690	59,169	H25. 11. 1 住民登録人口
平成26年	49,741	113,022	54,323	58,699	H26. 11. 1 住民登録人口
平成27年	49,964	112,215	53,953	58,262	H27. 11. 1 住民登録人口
平成28年	50,361	111,745	53,832	57,913	H28. 11. 1 住民登録人口
平成29年	50,569	110,887	53,532	57,355	H29. 11. 1 住民登録人口
平成30年	50,524	109,768	53,032	56,736	H30. 11. 1 住民登録人口
令和元年	50,699	109,071	52,748	56,323	R1. 11. 1 住民登録人口
令和2年	50,869	108,162	52,330	55,832	R2. 11. 1 住民登録人口
令和3年	50,763	107,052	51,725	55,327	R3. 11. 1 住民登録人口
令和4年	50,781	105,879	51,288	54,591	R4. 11. 1 住民登録人口
令和5年	50,787	104,655	50,807	53,848	R5. 11. 1 住民登録人口
令和6年	50,894	103,579	50,362	53,217	R6. 11. 1 住民登録人口
令和7年	50,882	102,379	49,931	52,448	R7. 11. 1 住民登録人口

資料：市民課

10. 一般会計決算額（歳入）

（単位：千円）

款	計	令和5年度	令和6年度
合	計	55,902,329	59,660,781
1 市	税	16,328,319	16,959,627
2 地 方 譲 与	税	442,960	466,131
3 利 子 割 交 付	金	6,990	10,780
4 配 当 割 交 付	金	72,932	103,010
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付	金	88,185	153,290
6 法 人 事 業 税 交 付	金	248,976	274,506
7 地 方 消 費 税 交 付	金	2,540,385	2,796,816
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付	金	1,734	1,526
9 環 境 性 能 割 交 付	金	47,799	47,173
10 地 方 特 例 交 付	金	125,378	557,215
11 地 方 交 付	税	10,739,911	10,154,090
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付	金	9,318	8,700
13 分 担 金 及 び 負 担	金	240,623	223,104
14 使 用 料 及 び 手 数 料		615,973	638,393
15 国 庫 支 出	金	9,898,848	10,121,940
16 県 支 出	金	3,883,807	4,148,678
17 財 産 収 入		84,473	82,021
18 寄 附	金	848,728	892,799
19 繰 入	金	1,755,340	2,137,337
20 繰 越	金	4,181,452	3,155,548
21 諸 収 入		1,319,298	1,488,197
22 市 債		2,420,900	5,239,900

資料：財政課

11. 一般会計決算額（歳出）

（単位：千円）

款	計	令和5年度	令和6年度
合	計	52,746,781	55,987,192
1 議 会	費	324,681	321,714
2 総 務	費	7,722,008	6,808,853
3 民 生	費	20,517,962	21,129,507
4 衛 生	費	4,850,420	4,753,266
5 労 働	費	185,571	185,051
6 農 林 水 産 業	費	1,752,902	1,561,076
7 商 工	費	1,358,510	1,414,127
8 土 木	費	4,572,513	4,683,047
9 消 防	費	1,429,065	1,595,805
10 教 育	費	4,804,533	8,319,625
11 災 害 復 旧	費	9,334	23,077
12 公 債	費	5,219,282	5,192,044
13 予 備	費	—	—

資料：財政課

## 12. 特別会計歳入歳出決算額

(単位：千円)

会 計 名	令和5年度		令和6年度	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
合 計	25,964,426	25,657,814	25,691,057	25,565,748
国民健康保険特別会計	12,033,041	11,906,262	11,563,288	11,554,386
介護保険特別会計	11,971,145	11,844,141	12,009,158	11,953,157
港湾上屋事業特別会計	7,046	7,046	—	—
ひうち地域振興整備事業特別会計	87,999	87,999	47,008	47,008
小松地域交流事業特別会計	16,966	16,966	15,424	15,424
本谷温泉事業特別会計	73,967	73,967	84,233	84,233
畑地かん水事業特別会計	20,813	7,865	29,169	16,231
庄内財産区特別会計	735	735	900	900
壬生川財産区特別会計	3,940	2,504	13,118	12,015
後期高齢者医療保険特別会計	1,748,774	1,710,329	1,928,759	1,882,394

注：港湾上屋事業特別会計は、令和5年度で廃止

資料：財政課

## 13. 市税収入状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
総 額	16,328,319	16,959,627
市 民 税	6,185,632	5,710,864
固 定 資 産 税	8,840,197	9,967,834
軽 自 動 車 税	455,493	467,217
市 た ば こ 税	841,106	807,725
入 湯 税	5,890	5,987

資料：徴収課

14. 令和8年度会計別予算の規模

(単位：千円、%)

区 分		令 和 8 年 度	令 和 7 年 度	対 比	
		予 算 額 (A)	予 算 額 (B)	増 減 額 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C)/(B) (D)
会 計					
一 般 会 計		50,810,000	50,440,000	370,000	0.7
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	11,443,900	12,214,557	△ 770,657	△ 6.3
	介 護 保 険	12,310,456	12,036,869	273,587	2.3
	小 松 地 域 交 流 事 業	1,513	3,382	△ 1,869	△ 55.3
	畑 地 か ん 水 事 業	23,196	21,125	2,071	9.8
	庄 内 財 産 区	821	821	0	0.0
	壬 生 川 財 産 区	3,118	2,844	274	9.6
	後 期 高 齢 者 医 療 保 険	2,367,942	2,019,352	348,590	17.3
	本 谷 温 泉 事 業	—	64,423	△ 64,423	皆減
	小 計	26,150,946	26,363,373	△ 212,427	△ 0.8
企 業 会 計	水 道 事 業	1,960,138	1,943,435	16,703	0.9
	病 院 事 業	251,974	287,976	△ 36,002	△ 12.5
	公 共 下 水 道 事 業	4,831,915	6,039,360	△ 1,207,445	△ 20.0
	小 計	7,044,027	8,270,771	△ 1,226,744	△ 14.8
合 計		84,004,973	85,074,144	△ 1,069,171	△ 1.3

注：本谷温泉事業は、令和7年度で廃止

資料：財政課

## 15. 令和8年度一般会計予算の概要

(1) 歳入予算款別比較

(単位：千円、%)

区分 款	令和8年度		令和7年度		対 比	
	予 算 額 (A)	構 成 比	予 算 額 (B)	構 成 比	増 減 額 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C)/(B) (D)
1 市 税	17,203,976	33.9	17,094,044	33.9	109,932	0.6
2 地 方 譲 与 税	468,070	0.9	472,000	0.9	△ 3,930	△ 0.8
3 利 子 割 交 付 金	37,000	0.1	18,000	0.0	19,000	105.6
4 配 当 割 交 付 金	102,000	0.2	75,000	0.2	27,000	36.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	110,000	0.2	97,000	0.2	13,000	13.4
6 法 人 事 業 税 交 付 金	294,000	0.6	270,000	0.5	24,000	8.9
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,898,000	5.7	2,570,000	5.1	328,000	12.8
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,600	0.0	1,600	0.0	0	0.0
9 地 方 特 例 交 付 金	168,632	0.3	105,694	0.2	62,938	59.5
10 地 方 交 付 税	10,038,406	19.7	9,823,402	19.5	215,004	2.2
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,700	0.0	9,000	0.0	△ 300	△ 3.3
12 分 担 金 及 び 負 担 金	231,604	0.4	222,483	0.4	9,121	4.1
13 使 用 料 及 び 手 数 料	768,994	1.5	714,438	1.4	54,556	7.6
14 国 庫 支 出 金	8,430,798	16.6	8,061,509	16.0	369,289	4.6
15 県 支 出 金	4,606,012	9.1	4,636,556	9.2	△ 30,544	△ 0.7
16 財 産 収 入	132,313	0.3	73,735	0.2	58,578	79.4
17 寄 附 金	905,081	1.8	905,751	1.8	△ 670	△ 0.1
18 繰 入 金	2,271,101	4.5	2,576,585	5.1	△ 305,484	△ 11.9
19 繰 越 金	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
20 諸 収 入	1,223,613	2.4	1,308,603	2.6	△ 84,990	△ 6.5
21 市 債	860,100	1.7	1,312,600	2.6	△ 452,500	△ 34.5
○ 環 境 性 能 割 交 付 金	—	—	42,000	0.1	△ 42,000	皆減
合 計	50,810,000	100.0	50,440,000	100.0	370,000	0.7

注：環境性能割交付金は、令和7年度で廃止

資料：財政課

## (2) 歳入財源別の比較

(単位：千円、%)

区 分 款		令 和 8 年 度		令 和 7 年 度		対 比	
		予 算 額 (A)	構 成 比	予 算 額 (B)	構 成 比	増 減 額 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C)/(B) (D)
自 主 財 源	市 税	17,203,976	33.9	17,094,044	33.9	109,932	0.6
	分 担 金 及 び 使 用 料 及 び 手 数 料	231,604	0.4	222,483	0.4	9,121	4.1
	財 産 収 入	132,313	0.3	73,735	0.2	58,578	79.4
	寄 附 金	905,081	1.8	905,751	1.8	△ 670	△ 0.1
	繰 入 金	2,271,101	4.5	2,576,585	5.1	△ 305,484	△ 11.9
	繰 越 金	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
	諸 収 入	1,223,613	2.4	1,308,603	2.6	△ 84,990	△ 6.5
	小 計	22,786,682	44.9	22,945,639	45.5	△ 158,957	△ 0.7
	依 存 財 源	地 方 譲 与 税	468,070	0.9	472,000	0.9	△ 3,930
利 子 割 交 付 金		37,000	0.1	18,000	0.0	19,000	105.6
配 当 割 交 付 金		102,000	0.2	75,000	0.2	27,000	36.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		110,000	0.2	97,000	0.2	13,000	13.4
法 人 事 業 税 交 付 金		294,000	0.6	270,000	0.5	24,000	8.9
地 方 消 費 税 交 付 金		2,898,000	5.7	2,570,000	5.1	328,000	12.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		1,600	0.0	1,600	0.0	0	0.0
地 方 特 例 交 付 金		168,632	0.3	105,694	0.2	62,938	59.5
地 方 交 付 税		10,038,406	19.7	9,823,402	19.5	215,004	2.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		8,700	0.0	9,000	0.0	△ 300	△ 3.3
国 庫 支 出 金		8,430,798	16.6	8,061,509	16.0	369,289	4.6
県 支 出 金		4,606,012	9.1	4,636,556	9.2	△ 30,544	△ 0.7
市 債		860,100	1.7	1,312,600	2.6	△ 452,500	△ 34.5
環 境 性 能 割 交 付 金		—	—	42,000	0.1	△ 42,000	皆減
小 計	28,023,318	55.1	27,494,361	54.5	528,957	1.9	
合 計	50,810,000	100.0	50,440,000	100.0	370,000	0.7	

注：環境性能割交付金は、令和7年度で廃止

資料：財政課

## (3) 歳出款別予算比較

(単位：千円、%)

区分 款	令和8年度		令和7年度		対比	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	増減額 (A) - (B) (C)	増減率 (C)/(B) (D)
1 議会費	330,564	0.7	332,525	0.7	△ 1,961	△ 0.6
2 総務費	5,058,170	10.0	5,043,568	10.0	14,602	0.3
3 民生費	22,512,133	44.3	22,210,855	44.0	301,278	1.4
4 衛生費	3,576,023	7.0	3,509,330	7.0	66,693	1.9
5 労働費	164,151	0.3	176,486	0.4	△ 12,335	△ 7.0
6 農林水産業費	1,377,468	2.7	1,494,831	3.0	△ 117,363	△ 7.9
7 商工費	1,531,933	3.0	1,633,025	3.2	△ 101,092	△ 6.2
8 土木費	3,083,979	6.1	3,299,941	6.5	△ 215,962	△ 6.5
9 消防費	1,616,333	3.2	1,532,681	3.0	83,652	5.5
10 教育費	5,886,341	11.6	5,549,584	11.0	336,757	6.1
11 災害復旧費	13,000	0.0	10,000	0.0	3,000	30.0
12 公債費	5,609,905	11.0	5,597,174	11.1	12,731	0.2
13 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合計	50,810,000	100.0	50,440,000	100.0	370,000	0.7

資料：財政課

### 16. 産業(大分類)別就業者数

(単位：人)

産業大分類	令和2年		内 訳			
	就業者数	構成比 (%)	西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区
総 数	49,278	100.0	26,690	13,621	5,404	3,563
第 1 次 産 業	3,413	6.9	1,102	1,083	928	300
農 業	3,223	6.5	979	1,037	914	293
林 業	76	0.2	48	8	14	6
漁 業	114	0.2	75	38	—	1
第 2 次 産 業	16,006	32.5	9,490	4,055	1,469	992
鉱業, 採石業, 砂利採取業	14	0.0	9	2	2	1
建 設 業	4,623	9.4	2,828	1,036	447	312
製 造 業	11,369	23.1	6,653	3,017	1,020	679
第 3 次 産 業	29,358	59.6	15,887	8,229	2,986	2,256
電気・ガス・熱供給・水道業	313	0.6	229	51	17	16
情報通信業	209	0.4	137	43	17	12
運輸業, 郵便業	2,383	4.8	1,317	642	236	188
卸売業, 小売業	6,301	12.8	3,240	1,879	692	490
金融業, 保険業	720	1.5	441	183	60	36
不動産業, 物品賃貸業	487	1.0	292	129	40	26
学術研究, 専門・技術サービス業	1,139	2.3	672	286	97	84
宿泊業, 飲食サービス業	2,018	4.1	1,157	526	213	122
生活関連サービス業, 娯楽業	1,555	3.2	863	415	131	146
教育, 学習支援業	2,034	4.1	987	655	228	164
医療, 福祉	7,603	15.4	4,124	2,118	778	583
複合サービス事業	705	1.4	308	229	104	64
サービス業 (他に分類されないもの)	2,392	4.9	1,302	646	225	219
公務 (他に分類されないもの)	1,499	3.0	818	427	148	106
分類不能の産業	501	1.0	211	254	21	15

資料：国勢調査(令和2年10月1日現在)

### 17. 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所）

（単位：所、人、万円）

年次	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成21年	266	10,027	67,781,102
平成22年	253	9,868	81,137,131
平成23年	282	10,444	88,772,410
平成24年	260	10,277	88,599,347
平成25年	253	9,774	79,957,119
平成26年	246	9,000	85,934,343
平成28年	258	8,737	96,334,579
平成29年	235	8,961	71,973,293
平成30年	237	9,180	82,515,763
令和元年	233	9,395	84,504,479
令和2年	223	9,383	79,470,089
令和3年	240	9,226	72,715,240
令和4年	304	9,444	103,432,723
令和5年	305	9,849	116,433,796
令和6年	301	9,788	113,045,576

注：平成21年、22年、24年～26年、平成29年～令和2年は工業統計調査、平成23年、28年、令和3年は経済センサス-活動調査、令和4年、5年、6年は経済構造実態調査の製造業に関する数値である。

平成26年以前の事業所数及び従業者数は調査年の12月31日現在、製造品出荷額等は調査年の1年間の数値である。

平成23年の事業所数及び従業者数は平成24年2月1日現在、製造品出荷額等は平成23年1年間の数値である。

平成28年以降の事業所数及び従業者数は調査年の6月1日現在、製造品出荷額等は調査年の前年1年間の数値である。

資料：工業統計調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査

### 18. 主要農作物の作付栽培面積、収穫量

農作物名	令和4年		令和5年		令和6年	
	作付(栽培)面積 (ha)	収穫量 (t)	作付(栽培)面積 (ha)	収穫量 (t)	作付(栽培)面積 (ha)	収穫量 (t)
水稲	2,860	15,200	2,820	14,400	2,830	14,200
小麦	50	238	50	232	21	71
裸麦	756	2,220	774	2,150	973	1,920
大豆	166	262	144	207	140	62
ほうれんそう	27	159	25	160	21	110
たまねぎ	62	1,690	54	1,740	48	1,340
きゅうり	37	1,702	34	1,756	31	1,550

資料：作物統計調査

## 19. 市職員数の推移

(単位：人)

年次	合計	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	旧その他団体	定数
平成16年	1,409	403	287	134	110	475	1,511
合併時(H16.11.1)	1,408	404	290	135	110	469	1,427
平成20年	1,214						1,427
平成21年	1,178						1,427
平成22年	1,035						1,145
平成23年	1,013						1,145
平成24年	1,006						1,154
平成25年	991						1,154
平成26年	979						1,154
平成27年	979						1,154
平成28年	982						1,154
平成29年	974						1,154
平成30年	986						1,166
平成31年	984						1,166
令和2年	983						1,166
令和3年	977						1,166
令和4年	970						1,166
令和5年	952						1,166
令和6年	946						1,166
令和7年	935						1,166
令和8年	927						1,166

注：各年4月1日現在

「旧その他団体」は、道前福祉衛生事務組合、周桑事務組合、東予市・丹原町公共下水道事務組合及び周桑病院企業団

資料：職員厚生課

## 20. 部局別市職員数

(単位：人)

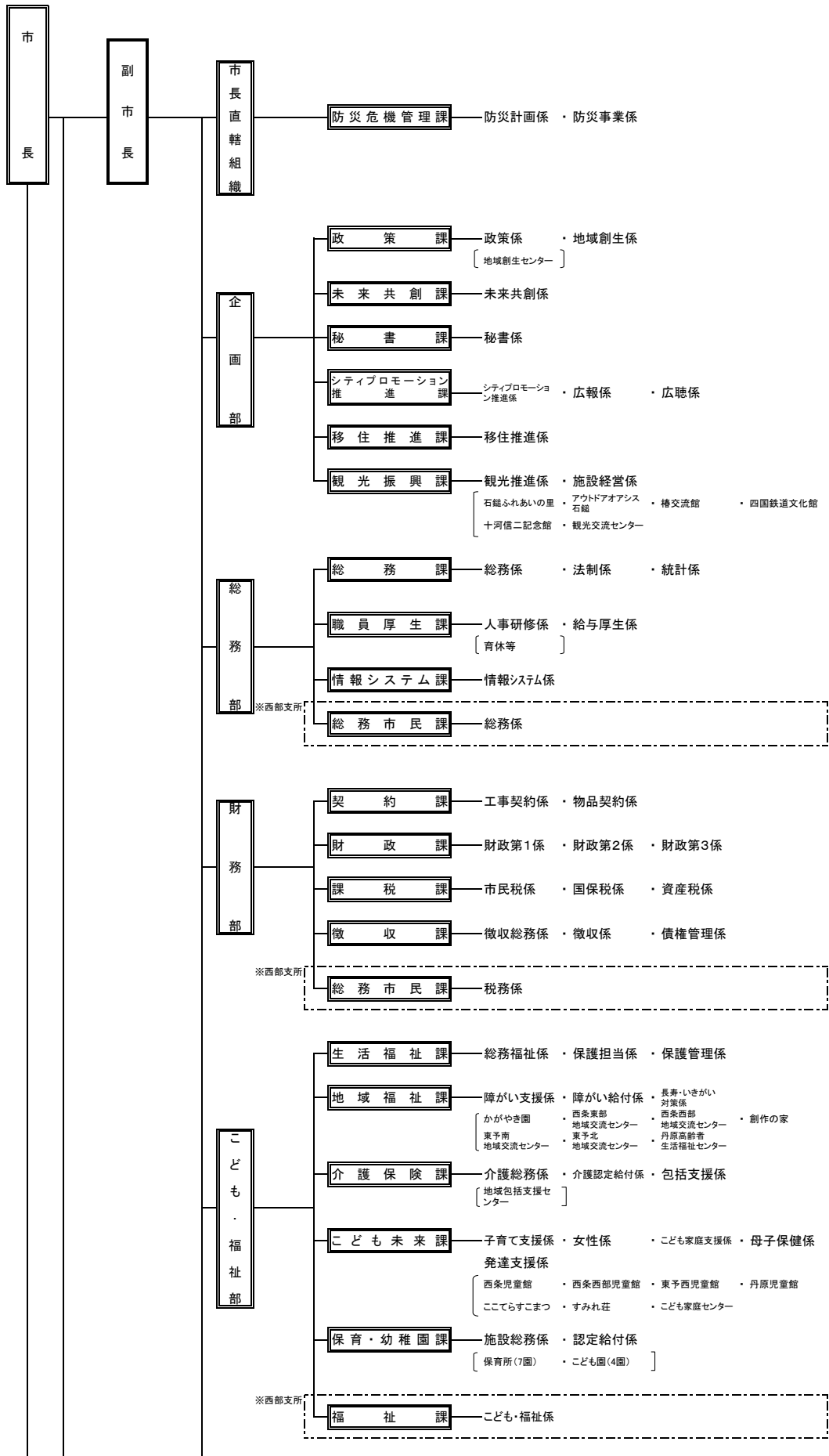
区分	合計	一般行政	税務職	福祉職	消防職	その他	定数
合計	927	611	45	—	152	119	1,166 (1,192)
議会	9	9	—	—	—	—	12
市長部局	663	541	45	—	—	77	780
消防長事務部局	152	—	—	—	152	—	155
公営企業(水道)	15	—	—	—	—	15	23
教育委員会	75	48	—	—	—	27	180 (181)
選挙管理委員会	3	3	—	—	—	—	3 (20)
監査委員	3	3	—	—	—	—	3
公平委員会	—	—	—	—	—	—	(2)
農業委員会	7	7	—	—	—	—	10 (16)

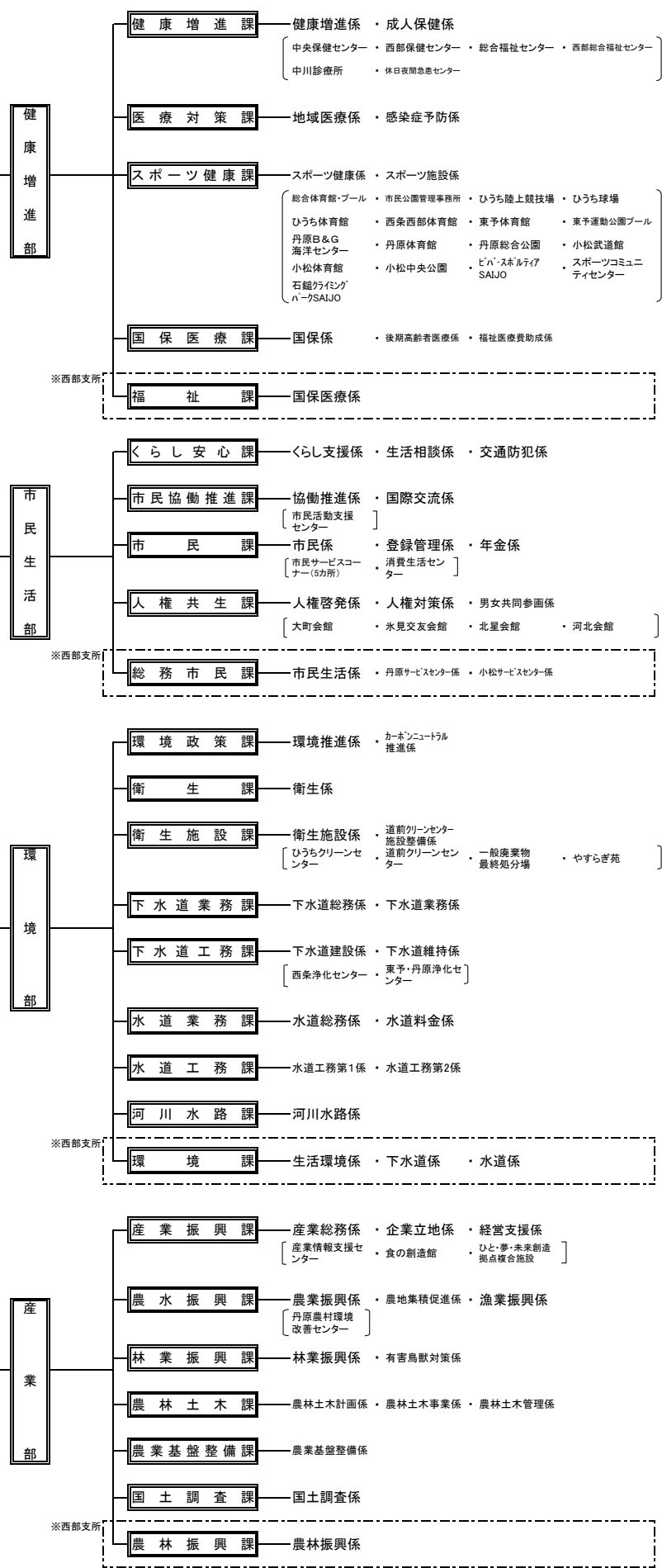
注：令和8年4月1日現在 定数の( )については兼務職員を含む人数

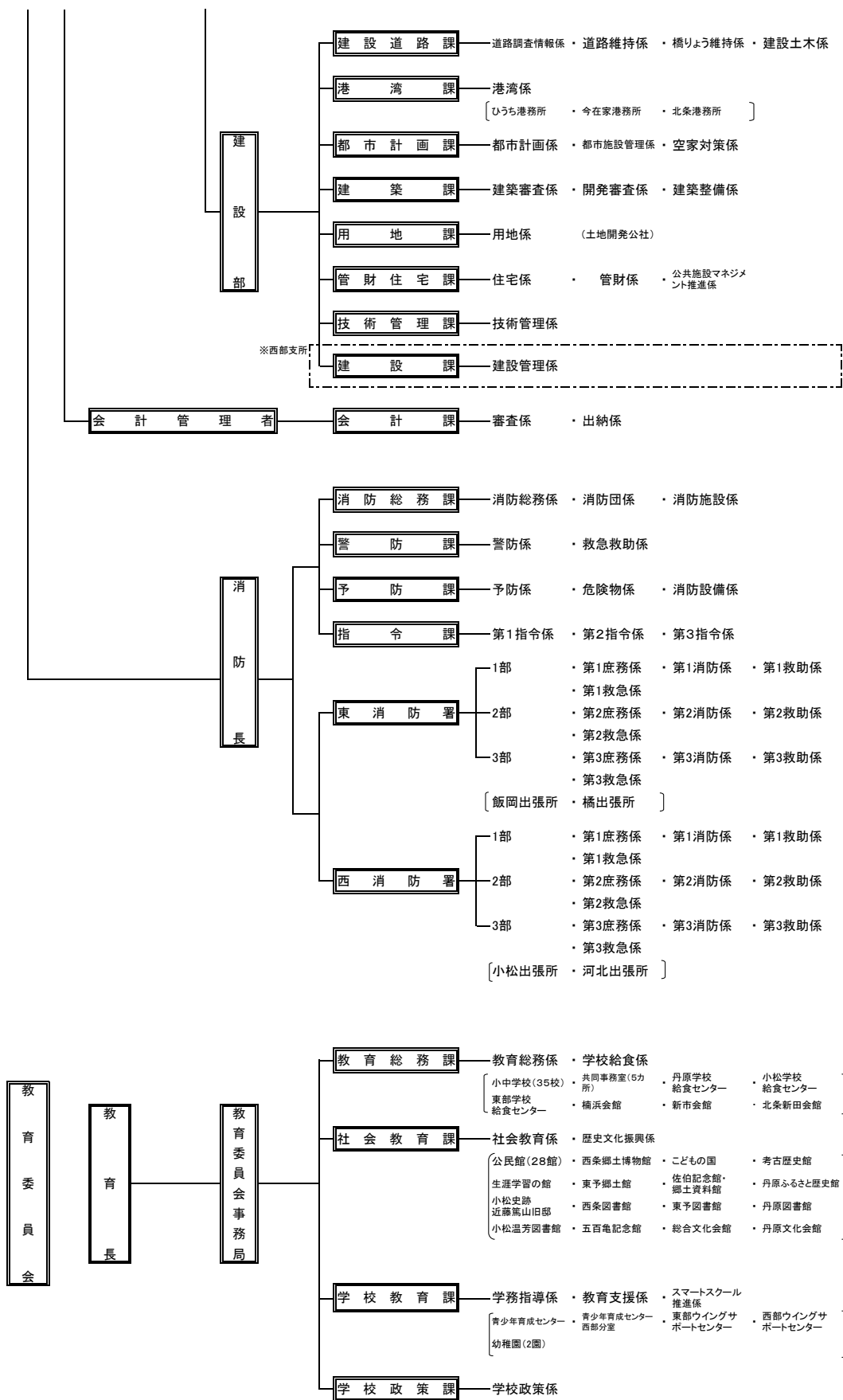
資料：職員厚生課

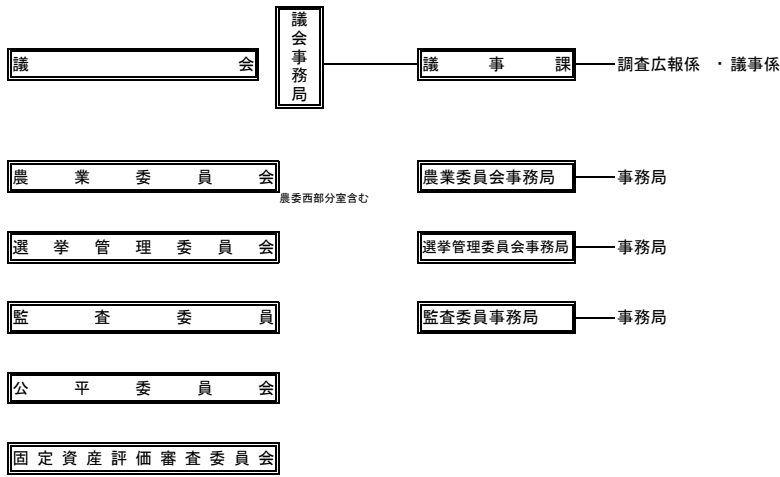
## 21. 令和8年度組織機構図

令和8年4月1日現在

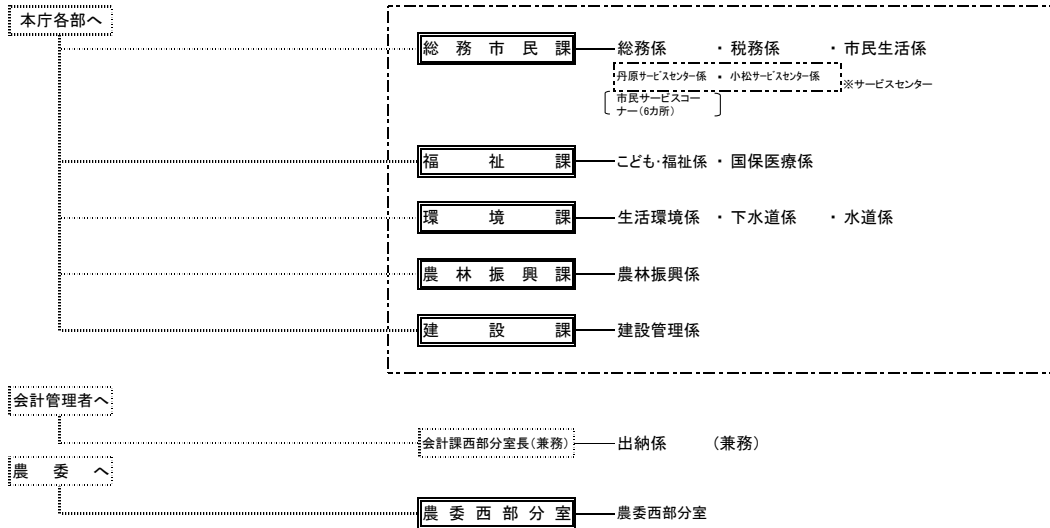








西部支所の組織



愛媛県西条市議会事務局

〒793-8601

愛媛県西条市明屋敷164番地

電話 0897-52-1261

FAX 0897-52-1269

E-Mail [giji@saijo-city.jp](mailto:giji@saijo-city.jp)

[giji@city.saijo.lg.jp](mailto:giji@city.saijo.lg.jp)